

雪は終わりのようですが4月頭まではまだ気が抜けません。タイヤ交換は慎重に。

## 申告が終わった今、消費税反対の声を、同業者に声かけを

確定申告書提出期限の3月15日が過ぎ、申告の時期はほぼ終わりました。長岡民商では、今回は役員・事務局で、集会中止で参加できなかった会員から預かった約220の申告書を携え、前号で報告したように2団体で集団申告し税務署に提出しました。

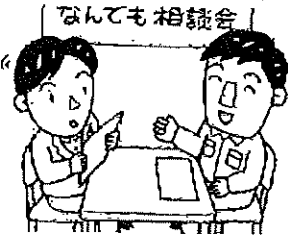
さて、みなさんの申告はどうだったでしょうか。今回の申告相談で、「コロナ禍の中、前年より売上が落ちた、という方は多いです。そのうち多くは所得も落ちています。昨年よりさらに客数は減った」「仕事量が増える見込みが無い」「この半年全く仕事が無い」という様な話もあり、多くの会員が厳しい状況にある事がわかります。

今打てる手は打ち、もらえるものはもらいましょう。民商では事業復活支援金などの相談会を行っています。支給要件にあてはまるか、まず相談しご検討下さい。

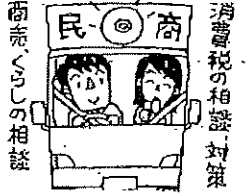
また売上が増えた方でも特に去年・今年から消費税の課税業者になった方からは、黒字赤字関係なく売上にかかる消費税の負担の多さに「どうやって払うか悩ましい」「他より何より消費税の負担が一番大きい」との声もありました。

そして課税業者になっていない方からも「知り合いからインボイスの事を言われた。心配だ」「店子の法人からアンケートの形で課税業者になる意思の確認をされた」との話がありました。インボイス導入は来年10月から、今結論を出す必要はありません。

会員のみならず、申告が終わった今だからこそ消費税反対の声をあげて行きましょう。また、相談・交流の輪を広げ個々の中小業者が発展してゆくためにも、ますます民商の仲間をふやしてゆく事が大切です。申告の終わった今こそ皆さんのまわりで民商に入っていない同業者、仲間、「申告終わったけどどうだった？」など声をかけ、支援金の相談会などに誘ってみてください。民商の仲間を増やしましょう。ぜひお願いいたします。



なんでも相談会



消費税の相談会



新着の相談会

### 4・1消費税反対街頭行動に参加を

この4月1日で、1989年に消費税法が施行されて33年になります。この間、消費税率は当初の3%から10%と大幅に引き上げられ、一方消費税支払い義務も売り上げ一千万以上に引き上げられ、私たち中小業者は年々厳しい状況におかれました。消費税をなくす長岡各界連絡会(長岡各界連)では、この日に合わせて、消費税に反対し、まず税率5%への引き下げを訴える街頭署名・宣伝を行います。ぜひご参加ください。

日時 4月1日(金)12時15分から13時迄  
場所 アオーレ長岡前歩道

長岡民商一人親方労働保険組合 加入者の方へ

4月1日からの継続および希望基礎日額について、2月に意向お尋ねの手紙を送付させて頂きましたが、まだ回答いただいていない方がおられます。事務局までお手元の回答用紙でのFAXまたは電話にて大至急ご連絡ください。もし更新せず脱退される場合3月29日中に手続きをしないと4月に保険料が発生します。ご承知おき下さい。

一般労働保険(雇用・労災) 加入事業所の方へ

令和4年度の年度更新の相談会を4月中旬頃予定しています。来週以降に書類をお送りします。詳細は次週の長岡版でお知らせします。

### 4月もやります

事業復活支援金等相談会(予約制)

期日・時間

3月25(金)

4月5日(火)

8日(金)

いずれも午前9時半～15時

※日程追加の場合都度長岡版でお知らせします

前々日まで「事務所」に電話して予約してください。